

### 【考え方】

- 厚生労働省において、統計法第33条に基づく調査票情報に係る二次利用件数が増大し、二次利用の申請から利用可能になるまでの時間が大幅にかかり、利用者に多大なご迷惑をおかけしている。
- オンサイト施設は現在拡充を進めているところであるが、オンサイト施設においてより多くの調査票情報が活用可能となり、利用者の選択肢を増やすとともに、利用可能までの時間短縮につながるよう、オンサイト施設への調査票情報の提供方針を定めていきたい。
- 方針を定めるにあたり、オンサイト施設を運営する統計センターでの事務作業の負荷等を鑑み、過去の建議等の政府方針を踏まえて、利用可能となる統計調査やその年次を徐々に増やすことを検討している。

### 【令和3年度における主な方針案】

#### I 基幹統計調査について

- 1 令和2年度までにオンサイト施設で利用可能となっていない基幹統計調査については、公表されている直近の調査年（度）から最低10年分提供する。
- 2 オンサイト施設で既に数年分利用可能な基幹統計調査については、令和3年度中に、公表されている直近の調査年（度）から最低10年分が提供されている状態にする。

#### II 一般統計調査について

利用者のニーズの高い一般統計調査を検討し、その統計調査については令和3年度中に、直近年次1年分を提供する。

#### III その他

統計誤りによる修正が発生した統計調査等については、例外を認める場合がある。

縦断調査は、複数年次を組み合わせ活用することが想定されるため、上記の提供年数にかかわらず、調査開始から直近年次まで提供する。

### 【参考】「公的統計の総合的品質管理を目指して（建議）」（令和元年6月27日）統計委員会 7ページ抜粋

統計法等の一部改正法（平成30年法律第34号。令和元年5月1日施行）により、調査票情報の2次利用の範囲が拡大されたことを踏まえ、調査票情報の利用を一層促進する。このため、大学や行政機関等にセキュリティーを確保したオンサイト施設の設置を促進するとともに、3年以内に、原則として、全ての基幹統計及びニーズの高い一般統計の調査票情報をオンサイト施設で提供できるようにする。